

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年3月4日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

請求金額15,230円は自立更生のために使用するものなので、返還すべきものではない。少なくとも弁明書に記載していることを平成30年11月8日（本件事故発生の翌日）に説明及び文書等を頂くことと思います。同日に担当ケースワーカーから受けた、「補償金は、全額返却です」との説明は誤りであり、また、同月29日に処分庁からの説明は受けていない。十分な説明、文書がなく、請求されているため、本件処分の取消しを求めます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年3月15日	諮問
令和3年4月26日	審議（第54回第4部会）
令和3年5月24日	審議（第55回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとする。

(2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとする。

(3) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。これは、法4条1項にいう要

保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条3項により保護を受けた保護受給者が、その資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであると解されている（最高裁判所昭和46年6月29日判決（最高裁判所民事判例集25巻4号650頁）参照）。

また、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

(4) 返還決定額の算定

ア 資力発生日

平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-6（答）(3)は、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生日から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として加害行為の発生日で資力の発生があったものと取り扱うこととなるとし、損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当であるとする。そして、自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生日としてとらえることになるとする。

イ 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・エ・(1)によれば、保護の実施機関は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（かっこ内略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

ウ 自立更生免除

また、次官通知第8・3・(3)・オによれば、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、収入として認定しないこととされている。

この場合、事前に実施機関に相談があったものに限って、本来の要返還額から控除して返還額を決定するとされている。

そして、「自立更生のため」の用途に供される額は、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」を認めることとされている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付厚生省社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。））問（第8の40）・答(2)・ク）。

エ なお、次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分について

(1) 本件における資力の発生日

本件事故に係る補償金（以下「本件補償金」という。）は、請求人が、本件事故の相手方と取り交わした免責証書に当事者（丁）として記載されている〇〇保険株式会社から本件事故（自動車事故）により請求人の被った損害に対する賠償金として支払われたものであると認められることから、上記1・(4)・アに照らし、本件事故発生日の平成30年11月7日が、本件補償金に係る資力の発生日であると認められる。

(2) 支給済保護費の金額の算定

関係資料に基づく審理員の調査によれば、本件事故発生日の平成30年11月7日から、同月末日までの間（本件返還対象期間）に請求人に支給された支給済保護費の額の合計は、110,264円であると認められる。

(3) 要返還対象額の算出

保険金たる本件補償金（81,320円）から、世帯合算額8,000円及び必要経費（本件補償金を受領するために要した交通費等）4,890円を控除した後の金額（68,430円）が本件補償金に係る収入認定額であり、同額に相当する支給済保護費が返還対象額となるものと認められる。

(4) 自立更生免除

自立更生免除については、被保護者からの申告に基づいて決定するものであるところ、本件においては、請求人からの申告に基づき、処分庁は、携帯電話や布団等の生活用品のそれぞれの利用の必要性を認め、それらの購入額を請求人の自立更生のためにあてられる額であると判断した上で、それらの生活用品の内、領収書の提出のあった携帯電話（スマートフォン）及び布団の購入額（合計53,200円）について、自立更生免除の対象として決

定したものであって、その判断には合理性が認められ、違法、不当なものとはいえない。

(5) 小括

要返還対象額 68,430円（上記(3)）から、自立更生免除額 53,200円（上記(4)）を控除した後の額 15,230円が、本件返還対象期間の支給済保護費計の額 110,264円（上記(2)）を下回っていることから、処分庁は、法 63 条の規定に基づき、過払となった同額に相当する支給済保護費（15,230円）を本件返還決定額として決定していることが認められる。

(6) 以上のとおり、本件処分は、上記 1 の法令等の定めにもとけられたものであって、違算も認められないから、その判断には合理性が認められ、違法性又は不当性があるということとはできない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、第 3 のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかし、上記 2 のとおり、本件処分が法令等の規定にもとけられたと認められ、また、違算も認められない以上、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかはない。

なお、請求人は、事故直後に担当ケースワーカーから受けた「補償金は、全額返却です」との説明が誤っていること及び平成 30 年 11 月 29 日に処分庁からの説明を受けておらず、説明・文書が不十分であることを主張しているが、請求人が、平成 31 年 1 月 28 日及び同年 2 月 28 日に自立更生免除に係る申出を行い、それらの申出後に携帯電話（スマートフォン）及び布団をそれぞれ購入し、それぞれについて領収書を提出しており、自立更生免除を受けるための手続を適切に行えていることからすれば、処分庁から請求人に対し、適時、必要な説明がなされていたものと推認され、また、平

成 3 1 年 3 月 2 8 日には文書も交えた説明がなされていることが認められる。

したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 (略)